

旭川市防災会議運営規程

新旧対照表

※下線は変更箇所

新旧対照表

新	旧
<p>旭川市防災会議運営規程</p> <p>(略)</p> <p>(会長の職務代理)</p> <p>第3条 旭川市防災会議条例第3条第4項の規定により会長に事故があるときは、<u>(削除)</u> 防災会議委員（以下「委員」という。）<u>である旭川市副市長がその職務を代理する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規程は、昭和19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>旭川市防災会議運営規程</p> <p>(略)</p> <p>(会長の職務代理)</p> <p>第3条 旭川市防災会議条例第3条第4項の規定により会長に事故があるときは、<u>その職務を代行する</u> 防災会議委員（以下「委員」という。）<u>を次のとおり指名する。</u></p> <p><u>(1) 防災安全部の事務を担当する副市長の職にある委員</u></p> <p><u>(2) 他の事務を担当する副市長の職にある委員</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規程は、昭和19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p>